

大船渡市長 様

所在地  
商号又は名称  
代表者職・氏名

暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書

私は、大船渡市が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）及び岩手県暴力団排除条例（平成 23 年岩手県条例第 35 号）に基づき、建設関連業務及び物品の購入等の発注により暴力団を利することとならないよう、暴力団、暴力団員及びこれらの者と密接な関係を有する者を排除していることについて、別紙参照の記載事項を読み了解した上で、下記事項について誓約します。

記

- 1 私は、法第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、本誓約書 1 の該当の有無を確認するため、大船渡市から追加資料の提出を求められたときは、別に指定する期日までに提出します。
- 3 私は、本誓約書 1 の該当の有無を確認するため、本誓約書、入札参加資格審査申請書その他の書類の全部又は一部（書類の記載内容の抜粋を含む。）を警察に提供することに同意します。
- 4 私は、警察からの通知又は大船渡市からの照会に対する警察からの回答により、本誓約書 1 に該当することが確認された場合、入札参加資格の不認定その他の排除措置に従います。
- 5 私は、入札参加資格の不認定その他の排除措置を受けた場合、大船渡市が住所又は所在地、氏名又は名称並びに排除措置理由及び内容を大船渡市公式ホームページへの掲載その他の方法により公表することに同意します。

— 参 照 —

**1 暴力団**

その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいいます。

**2 暴力団員**

暴力団の構成員をいいます。

**3 これらの者と密接な関係を有する者**

暴力団又は暴力団員であることを知りながら次に掲げる行為を行った者をいいます。

- (1) 暴力団員を役員等経営幹部とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させている者
- (2) 暴力団員を雇用している者
- (3) 暴力団又は暴力団員を代理人、受託者等として使用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与える者
- (5) 暴力団又は暴力団員を問題解決等のために利用する者
- (6) 暴力団又は暴力団員と密接な交際をする者
- (7) 暴力団又は暴力団員であること又は(1)から(6)の行為を行う者であると知りながら、その者に建設工事の下請等をさせる者

**※岩手県暴力団排除条例（平成 23 年岩手県条例第 35 号）抜粋**

（定義）

**第 2 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) [略]
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (4)～(6) [略]

（基本理念）

**第 3 条** 暴力団排除は、社会全体として、暴力団が県民生活及び事業者の事業活動に不当な影響を与えるものであることを認識し、暴力団を恐れないこと、暴力団に対し金品その他の財産上の利益を提供しないこと及び暴力団の威力を利用しないことを基本として、県、県民、事業者、関係機関及び関係団体相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

**※ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）抜粋**

（定義）

**第 2 条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 [略]
- 2 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 3 ～ 5 [略]
- 6 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 7 及び 8 [略]